

企業の研修担当の皆さんへ

企業で人権研修を取り組みましょう

企業において、経営層を含めた、全従業員の人権意識を上げていくためには、継続的に人権研修を行っていく必要があります

人権研修は、差別やハラスメントの未然防止が可能になり、トラブルを減らすことにつながり、職場環境の向上にも大きく寄与します。

同和問題をはじめとするあらゆる人権問題について、一人ひとりが考え、学び続けていきましょう。

企業での人権研修に講師を派遣します

企業で人権研修を企画するとき、「資料もないし、誰に講師を頼めばよいか分からない」と悩まれたことはありませんか。

筑後市では、企業において人権研修を開催される場合に、社会人権・同和教育指導員を講師として派遣しています。講師に係る費用はかかりません。

企業からの講師派遣のご依頼をお待ちしております。お気軽にご相談ください。

進め方 対象者、テーマをはっきりと

01 対象者を設定する

- ▶全従業員
- ▶管理職
- ▶新入社員
- ▶新任課長、新任主任
- ▶業務別の所属員



02 テーマを選定する

- ▶差別（同和问题、雇用差別、職業差別など）
- ▶ハラスメント（パワハラ、セクハラ、マタハラ、パタハラ、ケアハラなど）
- ▶外国人 ▶男女平等 ▶セクシュアル・マイノリティ
- ▶感染症 ▶高齢者 ▶子ども ▶障害者
- ▶個人情報・プライバシーの保護についてなど

◎ポイント

自社に関連する人権問題を選定する

（例）社会福祉法人 ⇒ 障害者・高齢者の人権

03 研修方法等を決定する

◇日時 ◇時間 ◇方法（講義（講師）、DVD視聴など）

※筑後市では、社会人権・同和教育指導員を派遣しています。

◆お問い合わせ・ご相談先

〒833-8601 筑後市大字山ノ井 898 番地

筑後市教育委員会 人権・同和教育課

TEL0942-65-7039/FAX0942-53-4216

E-mail : jinkendouwa@city.chikugo.lg.jp